

議案第 86 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）9月2日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第1条 職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

（宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

（宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第19条の2第2号中「（法第16条第1号の規定に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第20条第2項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

（宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号及び第39条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

（宝塚市消防団条例の一部改正）

第5条 宝塚市消防団条例（昭和44年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「整備法」という。）附則第1条第2号に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

（宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に係る経過措置）

- 2 施行日前に整備法第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員（宝塚市特別職の職員の給与に関する条例第1条に規定する職員をいう。）に係る期末手当の支給については、第2条の規定による改正後の宝塚市特別職の職員の給与に関する条例第3条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に係る経過措置）

- 3 施行日前に整備法第44条の規定による改正前の地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員（宝塚市一般職の職員の給与に関する条例第1条に規定する職員をいう。）に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第3条の規定による改正後の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例第19条第2項、第19条の2第2号（同条例第20条第5項の規定において準用する場合を含む。）及び第20条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第86号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備
に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
職員の分限の手続及び効果に関する条例(昭和29年条例第9号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>法第16条第2号</u>に該当するに至った職員のうち、禁錮の刑に処せられ、その刑の執行を猶予されたものについては、その罪が過失の行為によるものであり、かつ、特に情状を考慮する必要があると認めるものに限り、他の法律に特別の定めがある場合を除いて、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>法第16条第1号</u>に該当するに至った職員のうち、禁錮の刑に処せられ、その刑の執行を猶予されたものについては、その罪が過失の行為によるものであり、かつ、特に情状を考慮する必要があると認めるものに限り、他の法律に特別の定めがある場合を除いて、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p>

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</u></p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し_____</p> <p>_____</p> <p>_____, 又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>4・5 (略)</p>

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表(第3条による改正関係)

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で任命権者の定める者についても前項と同様とする。</u></p> <p>3～7 (略)</p> <p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項又は第2項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(<u>法第16条第1号の規定に該当して失職した職員を除く。</u>)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で任命権者の定める者についても前項と同様とする。</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の基準日前1月以内に退職し_____</p> <p>_____、又は死亡した職員で任命権者の定める者についても前項と同様とする。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項又は第2項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員_____</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の基準日前1月以内に退職し_____</p> <p>_____、又は死亡した職員で任命権者の定める者についても前項と同様とする。</p> <p>3～5 (略)</p>

宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第29号)新旧対照表(第4条による改正関係)

現行	改正案
<p>(職員) 第23条 (略)</p> <p>2 前項の家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童福祉法第34条の20第1項第4号に該当しない者</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員) 第39条 (略)</p> <p>2 前項の保育士等は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める保健師若しくは看護師の資格を有する者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童福祉法第18条の5各号及び児童福祉法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p>	<p>(職員) 第23条 (略)</p> <p>2 前項の家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童福祉法第34条の20第1項第3号に該当しない者</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員) 第39条 (略)</p> <p>2 前項の保育士等は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める保健師若しくは看護師の資格を有する者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童福祉法第18条の5各号及び児童福祉法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</p>

宝塚市消防団条例(昭和44年条例第15号)新旧対照表 (第5条による改正関係)

現行	改正案
<p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号の<u>一</u>に _____ 該当する者は、 団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第7条の規定により<u>免職</u> _____ の処分を 受け、当該処分の日から2年を経過しない 者</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者は、 団員となることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第7条の規定により<u>懲戒免職</u>の処分を 受け、当該処分の日から2年を経過しない 者</p> <p>(3) (略)</p>

議案第 87 号

宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）9月2日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例

宝塚市印鑑条例（昭和48年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「昭和42年法律第81号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第4条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）、通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）若しくは併記名（非漢字圏の外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。）の住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏、通称若しくは併記名の一部を組み合わせたもので表していないもの
- (2) 職業、肩書その他氏名、旧氏、通称又は併記名以外の事項を併せて表しているもの

第6条第1項中「登録番号、登録年月日、氏名、男女の別、生年月日及び住所」を「当該登録申請者に係る次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあつては氏名及び当該通称)
- (4) 生年月日
- (5) 住所

(6) 併記名又はその一部を組み合わせたもので表した印鑑により登録を受ける場合に
あつては、当該併記名

第9条から第11条までの規定及び第14条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2・3 (略)

(登録廃止の申請)

第9条 印鑑の登録を受けている者が、次の各号の一に_____該当するときは、自ら出頭し、印鑑登録廃止申請書に登録を受けている印鑑を押印して、市長に申請しなければならない。ただし、当該印鑑がき損又は紛失等の事由により押印することができないときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(印鑑登録の消除)

第10条 市長は、次の各号の一に_____該当する場合は、印鑑登録を消除しなければならない。

(1)～(5) (略)

(印鑑登録証の返還)

第11条 印鑑登録証の交付を受けた者が次の各号の一に_____該当するときに、本人又は関係人は、印鑑登録証を市長に返還しなければならない。

(1)～(3) (略)

(印鑑登録証明申請の不受理)

第14条 市長は、次の各号の一に_____該当する場合は、印鑑登録証明申請を受理することができない。

(1)～(3) (略)

あつては氏名及び当該通称)

(4) 生年月日

(5) 住所

(6) 併記名又はその一部を組み合わせたもので表した印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該併記名

2・3 (略)

(登録廃止の申請)

第9条 印鑑の登録を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、自ら出頭し、印鑑登録廃止申請書に登録を受けている印鑑を押印して、市長に申請しなければならない。ただし、当該印鑑がき損又は紛失等の事由により押印することができないときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(印鑑登録の消除)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録を消除しなければならない。

(1)～(5) (略)

(印鑑登録証の返還)

第11条 印鑑登録証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときに、本人又は関係人は、印鑑登録証を市長に返還しなければならない。

(1)～(3) (略)

(印鑑登録証明申請の不受理)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明申請を受理することができない。

(1)～(3) (略)

議案第 88 号

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例の制定について

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）9月2日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例

（宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部改正）

第1条 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

本則（第13条第1項及び第2項、第17条、第18条、第19条、第20条第5号、
第27条第3項、第30条、第39条第2項及び第4項、第40条第2項、第41条、
第42条、第43条第1項及び第2項、第46条第5号、第47条並びに第49条を
除く。）中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ど
も」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第2条第5号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条中第24号を第
29号とし、第13号から第23号までを5号ずつ繰り下げ、同条第12号中「第
28条第4項の規定」を「第28条第4項」に、「第30条第4項の規定」を「第
30条第4項」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第11号を第16号とし、
第10号を第15号とし、同条第9号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付
認定の有効期間」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第8号を第13号とし、
第7号の次に次の5号を加える。

（8） 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成
26年政令第213号。以下「支援法施行令」という。）第4条第1項に規定す
る満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(9) 特定満3歳以上保育認定子ども 支援法施行令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(10) 満3歳未満保育認定子ども 支援法施行令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(11) 市町村民税所得割合算額 支援法施行令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(12) 負担額算定基準子ども 支援法施行令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条中「適切な」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第4条の見出しを削る。

第5条第1項中「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第3項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第8条中「支給認定証」の次に「（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）」を加え、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第13条第1項及び第2項を次のように改める。

特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての支援法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（支援法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第13条第4項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（支援法施行令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第14条第1項中「第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、支援法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第27条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第34条第2項第2号中「に規定する特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（支援法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「とする。」を「と、第13条第2項中「支援法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第36条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるの

は「除く。）」とする。」を「第13条第2項中「支援法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定こども」とあるのは「教育・保育給付認定こども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第37条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「」の数を」を「」の数は、家庭的保育事業にあつては」に、「にあつては、その利用定員の数を」を「にあつては」に、「附則第4条」を「附則第3条」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第43条第1項及び第2項を次のように改める。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（支援法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（支援法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条

の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条を次のように改める。

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定こどもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(支援法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(支援法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「前条第2項」とあるのは「第43条第2項」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第51条第2項中「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「にあつては」を「にあつては、」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(支援法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同

じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「支援法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「支援法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第3項を次のように改める。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「支援法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第30条第2項第3号の

内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「（支援法第27条第3項第2号に規定する市町村が定める額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（支援法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」に、「（支援法第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とあるのは「（支援法附則第6条第3項の規定により読み替えられた支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第3条を削り、附則第4条を附則第3条とする。

（宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正）

第2条 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第17号）の一部を次のように改正する。

「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第2条中第9号を第13号とし、第8号を第12号とし、同号の前に次の1号を加える。

(11) 負担額算定基準子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第2条中第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、同号の前に次の2号を加える。

(6) 特定地域型保育 支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育（支援法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育及び同項第3号に規定する特別利用地域型保育を含む。）をいう。

(7) 特定地域型保育事業者 支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

第2条第4号中「規定する特定教育・保育」の次に「（支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育及び同項第3号に規定する特別利用教育を含む。）」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）」を「支援法」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 保護者 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第6条第2項に規定する保護者をいう。

第2条に次の1号を加える。

(14) 扶養義務者 民法（明治29年法律第89号）に規定する扶養義務者で、教育・保育給付認定子どもと同居しているものをいう。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1項中「第4条」を「第5条」に、「第7条」を「第8条」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「定める一時預かり事業利用料」の次に「（食事の提供に要する費用を含む。以下同じ。）」を加え、同条を第9条とする。

第7条を第8条とする。

第6条中「次の表の左欄に掲げる支給認定子どもの認定区分に応じ、同表中欄に掲げる実施時間につき、同表右欄」を「次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 支援法第19条第1項第2号に該当する者（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。） 別表第1に定める額

(2) 支援法第19条第1項第2号に該当する者（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）及び同項第3号に該当する者 別表第2に定める額

第6条の表を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、当該教育・保育給付認定子どもの属する世帯における負担額算定基準子どもの人数、当該世帯の所得の状況その他の規則で定める事情を勘案して、規則で定めるところにより、延長保育料を軽減することができる。

第6条を第7条とする。

第5条中「第3条第1項」を「第4条第1項」に改め、「（支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。）」を削り、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条第1項中「当該政令で定める額を限度として」の次に「前条の規定により認定された階層区分その他の事情を勘案して」を加え、同条第2項第1号中「宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例」を「宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（階層認定）

第3条 市長は、特定教育・保育施設から特定教育・保育を受ける教育・保育給付認定子ども又は特定地域型保育事業者から特定地域型保育を受ける教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者の負担能力に応じ、当該教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分を認定するものとする。

2 前項の認定は、4月から8月までについては前年度分の市町村民税の課税状況に基づき、9月から翌年3月までについては当該年度分の市町村民税の課税状況に基づき、それぞれ行うものとする。

3 前項に規定するもののほか、第1項の階層区分の認定の基礎となる市町村民税所得割課税額の計算方法その他の当該認定に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第2条第1項中「第6条において」を「別表第2において」に改め、同条第2項中「第5条、第9条第1項、第10条及び第11条」を「第6条、第10条第1項、第11条及び第12条」に、「第5条中」を「第6条中」に改める。

附則第3条第1項中「第6条」を「第7条、別表第1及び別表第2」に、「同条の表右欄」を「別表第1右欄及び別表第2右欄」に改め、同条第2項中「第9条第1項及び第10条」を「第10条第1項及び第11条」に改める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第7条関係）

認定区分	実施時間	教育・保育給付認定子ども1人当たりの延長保育料（月額）
保育標準時間認定	午後6時15分から午後7時まで	4,000円
	午後6時15分から午後8時まで	8,000円
保育短時間認定	保育短時間認定の時間帯を超え保育標準時間認定の時間帯までの時間	当該教育・保育給付認定子どもが保育標準時間認定を受けたとした場合における利用者負担額と保育短時間認定に係る利用者負担額との差額に相当する額
	午後6時15分から午後7時まで	4,000円
	午後6時15分から午後8時まで	8,000円

別表第2（第7条関係）

認定区分	実施時間	教育・保育給付認定子ども1人当たりの延長保育料（月額）
保育標準時間認定	午後6時15分から午後7時まで	利用者負担額に100分の8を乗じて得た額
	午後6時15分から午後8時まで	利用者負担額に100分の19を乗じて得た額
保育短時間認定	保育短時間認定の時間帯を超え保育標準時間認定の時間帯までの時間	当該教育・保育給付認定子どもが保育標準時間認定を受けたとした場合における利用者負担額と保育短時間認定に係る利用者負担額との差額に相当する額
	午後6時15分から午後7時まで	当該教育・保育給付認定子ども

	まで	が保育標準時間認定を受けたとした場合における利用者負担額に100分の8を乗じて得た額
	午後6時15分から午後8時まで	当該教育・保育給付認定子どもが保育標準時間認定を受けたとした場合における利用者負担額に100分の19を乗じて得た額

(宝塚市立保育所設置条例の一部改正)

第3条 宝塚市立保育所設置条例（昭和30年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号及び第7条第1項第1号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

(宝塚市立西谷認定こども園条例の一部改正)

第4条 宝塚市立西谷認定こども園条例（平成20年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第59条第2号」を「第30条第1項」に改め、同条中第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

- (3) 時間外保育 支援法第59条第2号に規定する時間外保育をいう。
- (4) 負担額算定基準子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。
- (5) 保育標準時間認定 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「支援法施行規則」という。）第4条に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育の利用に係る認定をいう。
- (6) 保育短時間認定 支援法施行規則第4条に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育の利用に係る認定をいう。

第4条第2項中「時間を延長して、前項第1号の保育」を「時間外保育」に改める。

第9条第4項を次のように改める。

4 前3項に規定するもののほか、第1項の階層区分の認定の基礎となる市町村民税所

得割課税額の計算方法その他の当該認定に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条第5項及び第6項を削る。

第10条を次のように改める。

(保育料)

第10条 第6条の規定による入園の許可を受けた保育認定子どもの保護者は、支援法第27条第3項第2号の政令で定める額を限度として前条の規定により認定された階層区分その他の事情を勘案して規則で定める額（以下「保育料」という。）を納付しなければならない。

第13条を第14条とする。

第12条（見出しを含む。）中「保育料」を「保育料及び延長保育料」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(延長保育料)

第11条 第6条の規定による入園の許可を受けた保育認定子どもがこども園において時間外保育を受けたときは、当該保育認定子どもに係る保護者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（以下「延長保育料」という。）を納付しなければならない。

(1) 保育標準時間認定を受けた場合 別表第1に定める額

(2) 保育短時間認定を受けた場合 別表第2に定める額

2 前項の規定にかかわらず、市長は、当該保育認定子どもの属する世帯における負担額算定基準子どもの人数、当該世帯の所得の状況その他の規則で定める事情を勘案して、規則で定めるところにより、延長保育料を軽減することができる。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第11条関係）

各月初日における 保育認定子どもの 属する世帯の階層 区分	実施時間	延長保育料（月額）	
		3歳未満児	3歳以上児
第1階層	午後6時から午後	0円	0円

第2階層	7時まで	600円	0円
第3階層		1,300円	0円
第4階層		2,100円	2,000円
第5階層		3,100円	4,000円
第6階層		4,300円	4,000円
第7階層		5,800円	4,000円

備考 この表及び次表に掲げる年齢の区分は、年度の初日の前日における満年齢による区分とする。

別表第2（第11条関係）

各月初日における 保育認定子どもの 属する世帯の階層 区分	実施時間	延長保育料（月額）	
		3歳未満児	3歳以上児
第1階層	保育短時間認定の 時間帯を超え午後 6時まで	0円	0円
	午後6時から午後 7時まで	0円	0円
第2階層	保育短時間認定の 時間帯を超え午後 6時まで	0円	0円
	午後6時から午後 7時まで	600円	0円
第3階層	保育短時間認定の 時間帯を超え午後 6時まで	200円	0円
	午後6時から午後 7時まで	1,300円	0円
第4階層	保育短時間認定の	400円	0円

	時間帯を超え午後 6時まで		
	午後6時から午後 7時まで	2,100円	2,000円
第5階層	保育短時間認定の 時間帯を超え午後 6時まで	500円	0円
	午後6時から午後 7時まで	3,100円	4,000円
第6階層	保育短時間認定の 時間帯を超え午後 6時まで	800円	0円
	午後6時から午後 7時まで	4,300円	4,000円
第7階層	保育短時間認定の 時間帯を超え午後 6時まで	1,000円	0円
	午後6時から午後 7時まで	5,800円	4,000円

(宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正)

第5条 宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例（平成23年条例第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例

第1条中「保育料及び預かり保育料（以下「保育料等」という。）の徴収」を「利用に関し利用者が負担する費用等（以下「利用者負担等」という。）」に改める。

第2条第2号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 預かり保育 支援法第7条第10項第5号に規定する事業をいう。

第3条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改

め、同条第4項を次のように改める。

4 前3項に規定するもののほか、第1項の階層区分の認定の基礎となる市町村民税所得割課税額の計算方法その他の当該認定に関し必要な事項は、規則で定める。

第3条第5項及び第6項を削る。

第4条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(利用者負担等)」を付し、同条及び第5条を次のように改める。

第4条 支援法第27条第3項第2号の市が定める額は、零とする。

第5条 教育・保育給付認定子どもが幼稚園において預かり保育を受けたときは、当該教育・保育給付認定子どもの保護者は、別表第1及び別表第2に定める額(以下「預かり保育料」という。)を納付しなければならない。

2 前項に規定する預かり保育料は、毎月10日までに当該月の前月分を徴収する。

第6条及び第7条を削る。

第8条中「保育料等の徴収について」を「利用者負担等に関し」に改め、同条を第6条とする。

別表第1を削る。

別表第2中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同表備考中「である日をいう。」を「である日をいい、「長期休業日」とは、春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日をいう。」に改め、同表を別表第1とする。

別表第3中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同表備考中「別表第2」を「別表第1」に改め、同表を別表第2とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一部改正)

2 宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例(昭和39年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「保育料」を「利用者負担等」に改め、同条中「保育料」を「幼稚園の利用に関し利用者が負担する費用等」に、「宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例」を「宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例」に改める。

(宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一

部改正に係る経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（以下「新利用者負担条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に受けた時間外保育に係る延長保育料（特例延長保育料を含む。以下同じ。）について適用し、同日前に受けた時間外保育に係る延長保育料については、なお従前の例による。
- 4 令和元年10月1日から令和2年3月31日までの期間における新利用者負担条例第7条第1項第1号に掲げる者に係る延長保育料については、新利用者負担条例別表第1の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分		延長保育料（月額）		
階層区分	定義	保育短時間認定の時間帯を超え保育標準時間認定の時間帯までの時間（保育短時間認定を受けた場合に限る。）	午後6時15分から午後7時まで	午後6時15分から午後8時まで
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者が属す	0円	0円	0円

	る世帯又は教育・保育給付認定保護者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親である世帯				
B 0	市町村民税非課税世帯（特例世帯に該当する世帯に限る。）	0円	0円	0円	0円
B 1	市町村民税非課税世帯（特例世帯に該当する世帯を除く。）	100円	300円	900円	
D 1	納入義務者の市町村民税所得割課税額の合計額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満 （特例世帯に該当する世帯に限る。）	0円	400円	1,100円
		48,600円未満 （特例世帯に該当する世帯を除く。）	300円	1,000円	2,300円
D 2		48,600円以上 72,800円未満 （特例世帯に該当する世帯に限る。）	0円	400円	1,100円
		48,600円以上 72,800円未満 （特例世帯に該当する世帯を除く。）	400円	1,500円	3,600円

D 3	72,800円以上 77,101円未満 (特例世帯に該当する世帯に限る。)	0円	400円	1,100円
	72,800円以上 77,101円未満 (特例世帯に該当する世帯を除く。)	400円	1,800円	4,300円
	77,101円以上 97,000円未満			
D 4	97,000円以上 133,000円未満	600円	2,300円	5,600円
D 5	133,000円以上 169,000円未満	600円	2,600円	6,300円
D 6	169,000円以上 213,000円未満	700円	2,800円	6,700円
D 7	213,000円以上 257,000円未満			
D 8	257,000円以上 301,000円未満			
D 9	301,000円以上 349,000円未満	700円	3,000円	7,100円
D 1 0	349,000円以上 397,000円未満			
D 1 1	397,000円以上	700円	3,200円	7,600円

備考

- この表において教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分の認定に当たっては、新利用者負担条例第3条の規定を準用する。

- 2 この表において「特例世帯」とは、支援法施行令第4条第2項第6号に規定する要保護者等に該当する者がいる世帯をいう。
- 3 保護者又は扶養義務者の市町村民税所得割課税額の合計額が77,101円未満の世帯（特例世帯に該当する世帯に限る。）において、特定被監護者等（支援法施行令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の延長保育料は、延長保育料の算定に係る教育・保育給付認定子どもが当該特定被監護者等のうち年齢の高い順から2人目以降に当たる場合にあつては、無料とする。
- 4 保護者又は扶養義務者の市町村民税所得割課税額の合計額が57,700円未満の世帯（特例世帯に該当する世帯を除く。）において、特定被監護者等が2人以上いる場合の延長保育料は、延長保育料の算定に係る教育・保育給付認定子どもが当該特定被監護者等のうち年齢の高い順から2人目に当たる場合にあつてはこの表に定める額の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた金額）とし、当該教育・保育給付認定子どもが当該特定被監護者等のうち年齢の高い順から3人目以降に当たる場合にあつては無料とする。
- 5 備考3及び備考4に定める場合のほか、同一世帯に負担額算定基準子どもに該当する児童が2人以上いる場合の延長保育料は、延長保育料算定に係る教育・保育給付認定子どもが当該負担額算定基準子どものうち年齢の高い順から2人目に当たる場合にあつてはこの表に定める額の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた金額）とし、当該教育・保育給付認定子どもが当該負担額算定基準子どものうち年齢の高い順から3人目以降に当たる場合にあつては無料とする。

（宝塚市立西谷認定こども園条例の一部改正に係る経過措置）

- 5 第4条の規定による改正後の宝塚市立西谷認定こども園条例（以下「新こども園条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に受けた時間外保育に係る延長保育料について適用し、同日前に受けた時間外保育に係る延長保育料については、なお従前の例による。
- 6 令和元年10月1日から令和2年3月31日までの期間における新こども園条例第11条第1項第1号に掲げる者に係る延長保育料については、新こども園条例別表第1の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

各月初日における 保育認定子どもの 属する世帯の階層 区分	実施時間	延長保育料（月額）	
		3歳未満児	3歳以上児
第1階層	午後6時から午後 7時まで	0円	0円
第2階層		600円	300円
第3階層		1,300円	1,100円
第4階層		2,100円	1,900円
第5階層		3,100円	3,000円
第6階層		4,300円	3,000円
第7階層		5,800円	3,000円

備考

- この表及び次項の表において教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分の認定に当たっては、新こども園条例第9条の規定を準用する。
 - この表及び次項の表に掲げる年齢の区分は、年度の初日の前日における満年齢による区分とする。
 - 同一世帯に負担額算定基準子どもに該当する児童が2人以上いる場合の延長保育料は、延長保育料算定に係る保育認定子どもが当該負担額算定基準子どものうち年齢の高い順から2人目に当たる場合にあつてはこの表に定める額の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた金額）とし、当該保育認定子どもが当該負担額算定基準子どものうち年齢の高い順から3人目以降に当たる場合にあつてはこの表に定める額の10分の1に相当する額とする。
- 7 令和元年10月1日から令和2年3月31日までの期間における新こども園条例第11条第1項第2号に掲げる者に係る延長保育料については、新こども園条例別表第2の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

各月初日における 保育認定子どもの 属する世帯の階層 区分	実施時間	延長保育料（月額）	
		3歳未満児	3歳以上児

第1階層	保育短時間認定の 時間帯を超え午後 6時まで	0円	0円
	午後6時から午後 7時まで	0円	0円
第2階層	保育短時間認定の 時間帯を超え午後 6時まで	0円	0円
	午後6時から午後 7時まで	600円	300円
第3階層	保育短時間認定の 時間帯を超え午後 6時まで	200円	200円
	午後6時から午後 7時まで	1,300円	1,100円
第4階層	保育短時間認定の 時間帯を超え午後 6時まで	400円	400円
	午後6時から午後 7時まで	2,100円	1,900円
第5階層	保育短時間認定の 時間帯を超え午後 6時まで	500円	600円
	午後6時から午後 7時まで	3,100円	3,000円
第6階層	保育短時間認定の 時間帯を超え午後 6時まで	800円	600円
	午後6時から午後	4,300円	3,000円

	7時まで		
第7階層	保育短時間認定の 時間帯を超え午後 6時まで	1,000円	600円
	午後6時から午後 7時まで	5,800円	3,000円

備考 同一世帯に負担額算定基準子どもに該当する児童が2人以上いる場合の延長保育料は、延長保育料算定に係る保育認定子どもが当該負担額算定基準子どものうち年齢の高い順から2人目に当たる場合にあつてはこの表に定める額の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた金額）とし、当該保育認定子どもが当該負担額算定基準子どものうち年齢の高い順から3人目以降に当たる場合にあつてはこの表に定める額の10分の1に相当する額とする。

（宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正に係る経過措置）

- 8 第5条の規定による改正後の宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の保育（預かり保育を含む。以下同じ。）の実施に係る利用者負担等について適用し、施行日前の保育の実施に係る保育料及び預かり保育料については、なお従前の例による。

議案第88号

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
 条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年
 条例第30号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>支給認定</u> 支援法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u>をいう。</p> <p>(6) <u>支給認定保護者</u> 支援法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u>をいう。</p> <p>(7) <u>支給認定子ども</u> 支援法第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>をいう。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>支給認定の有効期間</u> 支援法第21条に規定する<u>支給認定の有効期間</u>をいう。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(12) <u>法定代理受領</u> 支援法第27条第5項</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>教育・保育給付認定</u> 支援法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>をいう。</p> <p>(6) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 支援法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。</p> <p>(7) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 支援法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(8) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u> 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「支援法施行令」という。)第4条第1項に規定する<u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(9) <u>特定満3歳以上保育認定子ども</u> 支援法施行令第4条第1項第2号に規定する<u>特定満3歳以上保育認定子ども</u>をいう。</p> <p>(10) <u>満3歳未満保育認定子ども</u> 支援法施行令第4条第2項に規定する<u>満3歳未満保育認定子ども</u>をいう。</p> <p>(11) <u>市町村民税所得割合算額</u> 支援法施行令第4条第2項第2号に規定する<u>市町村民税所得割合算額</u>をいう。</p> <p>(12) <u>負担額算定基準子ども</u> 支援法施行令第13条第2項に規定する<u>負担額算定基準子ども</u>をいう。</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) <u>教育・保育給付認定の有効期間</u> 支援法第21条に規定する<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>をいう。</p> <p>(15)・(16) (略)</p> <p>(17) <u>法定代理受領</u> 支援法第27条第5項</p>

(支援法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。)又は支援法第29条第5項(支援法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(13)～(24) (略)

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な

内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

(利用定員)

第4条 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担

その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設(認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、

(支援法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は支援法第29条第5項(支援法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(18)～(29) (略)

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

第4条 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設(認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、

利用の申込みに係る支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

- 4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。)は、支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定

利用の申込みに係る支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

- 4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。)は、支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保

子ども_____に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者_____の提示する支給認定証_____

_____によって、支給認定_____の有無、支給認定子ども_____の該当する支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定_____の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。

(支給認定_____の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定_____を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定_____の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定_____の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者_____が受けている支給認定_____の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子ども_____の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子ども_____について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑

育給付認定子ども_____に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)_____によって、教育・保育給付認定_____の有無、教育・保育給付認定子ども_____の該当する支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定_____の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。

(教育・保育給付認定_____の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定_____を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定_____の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定_____の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者_____が受けている教育・保育給付認定_____の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子ども_____の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子ども_____について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑

な接続に資するよう、当該支給認定子ども
に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(支援法第27条第3項第2号に規定する市町村が定める額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては支援法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(支援法第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては支援法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費

な接続に資するよう、当該教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての支援法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(支援法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費

用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)～(2) (略)

(3) 食事の提供に要する費用(支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)

用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)～(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(支援法施行令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(ア

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。この場合において、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることとする。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(支援法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、支援法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)の支給を受けた場合

に該当するものを除く。)

(ア) 支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。この場合において、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることとする。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(支援法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。)

_____)の支給を受けた場合

は、支給認定保護者 _____ に対し、当該支給認定保護者 _____ に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者 _____ に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 (略)

- 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者 _____ その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子ども _____ の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども _____ 又はその保護者 _____

_____ に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子ども _____ に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子ども _____ の保護者 _____

_____ 又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者 _____ に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定保護者 _____ が偽り _____ その他不正な行為によって施設型給付費の

は、教育・保育給付認定保護者 _____ に対し、当該教育・保育給付認定保護者 _____ に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者 _____ に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 (略)

- 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者 _____ その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子ども _____ の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども _____ 又は当該教育・保育給付認定子ども _____ に係る教育・保育給付認定保護者 _____ に対し、その相談に適切

に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子ども _____ に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子ども _____ に係る教育・保育給付認定保護者 _____ 又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者 _____ に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子ども _____ に係る教育・保育給付認定保護者 _____ が偽り _____ その他不正な行為によって施設型給付費の

支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設

支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設

の管理者は、支給認定子ども _____ に
対し児童福祉法第47条第3項の規定により
懲戒に関しその支給認定子ども _____
の福祉のために必要な措置を採るときは、
身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権
限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理
者は、正当な理由がなく、その業務上知り
得た支給認定子ども _____ 又はその家
族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、
正当な理由がなく、その業務上知り得た支
給認定子ども _____ 又はその家族の秘
密を漏らすことがないよう、必要な措置を
講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定
教育・保育施設等、地域子ども・子育て支
援事業者その他の機関に対して、支給認定
子ども _____ に関する情報を提供する
際には、あらかじめ文書により当該支給認
定子ども _____ の保護者
_____ の同意を得ておかなければなら
ない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、当該特定教
育・保育施設を利用しようとする小学校就
学前子どもに係る支給認定保護者 _____
が、その希望を踏まえて適切に特定教
育・保育施設を選択することができるよう
に、当該特定教育・保育施設が提供する特
定教育・保育の内容に関する情報の提供を
行うよう努めなければならない。

2 (略)

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供し
た特定教育・保育に関する支給認定子ども _____
又は支給認定保護者 _____
その他の当該支給認定子ども _____ の
家族(以下この条において「支給認定子ども
等 _____ 」という。)からの苦情に迅速
かつ適切に対応するために、苦情を受け付
けるための窓口を設置する等の必要な措置
を講じなければならない。

の管理者は、教育・保育給付認定子ども
に
対し児童福祉法第47条第3項の規定により
懲戒に関しその教育・保育給付認定子ども
の福祉のために必要な措置を採るときは、
身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権
限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理
者は、正当な理由がなく、その業務上知り
得た教育・保育給付認定子ども _____ 又はその家
族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、
正当な理由がなく、その業務上知り得た教
育・保育給付認定子ども _____ 又はその家族の秘
密を漏らすことがないよう、必要な措置を
講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定
教育・保育施設等、地域子ども・子育て支
援事業者その他の機関に対して、教育・保
育給付認定子ども _____ に関する情報を提供する
際には、あらかじめ文書により当該教育・
保育給付認定子ども _____ に係る教育・保育給付
認定保護者 _____ の同意を得ておかなければなら
ない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、当該特定教
育・保育施設を利用しようとする小学校就
学前子どもに係る教育・保育給付認定保護
者 _____ が、その希望を踏まえて適切に特定教
育・保育施設を選択することができるよう
に、当該特定教育・保育施設が提供する特
定教育・保育の内容に関する情報の提供を
行うよう努めなければならない。

2 (略)

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供し
た特定教育・保育に関する教育・保育給付
認定子ども _____ 又は教育・保育給付認定保護者

その他の当該教育・保育給付認定子ども
_____ の家族(以下この条において「教育・保育給付
認定子ども等 _____ 」という。)からの苦情に迅速
かつ適切に対応するために、苦情を受け付
けるための窓口を設置する等の必要な措置
を講じなければならない。

2 (略)

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、支援法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 (略)
(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 (略)

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 (略)

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 (略)

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第12条に規定する特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4)・(5) (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、支援法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 (略)
(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 (略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 (略)

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 (略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録

(3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4)・(5) (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、支援法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章

_____ (第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、支援法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(支援法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「支援法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____ に対し、特別利用教育を提供する場合には、支援法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____の数の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含む

_____ものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____」とあるのは「現に利用している同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____」と、「当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「当該特定教育・保育施設の同項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。

とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、支援法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「現に利用している同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「当該特定教育・保育施設の同項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、第13条第2項中「支援法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」

拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(連携施設の確保)

拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子ども

に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(連携施設の確保)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2・3 (略)

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(支援法第29条第3項第2号に規定する市町村が定める額(当該特定地域型保育事業者

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2・3 (略)

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(支援法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては支援法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(支援法第29条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては支援法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(支援法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域

型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。この場合において、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることとする。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。この場合において、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることとする。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第12条に規定する特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4)～(5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(支援法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、支援法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次項及び第50条において準用する第19条において同じ。))に係る地域型保育給付費(支援法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、支援法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「前条第2項」とあるのは「第43条第2項」と、「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が支援法第19

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録

(3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4)～(5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付費認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付費認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。))について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(支援法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(支援法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「前条第2項」とあるのは「第43条第2項」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が支援法第19

条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、支援法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。

条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、支援法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（支援法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「支援法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保

育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「支援法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、支援法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、支援法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども

__ (前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特別利用地域型保育の対象となる支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____ を含む。)の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

附 則

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所(支援法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下この条において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「支援法第27条第3項第2号に規定する市町村が定める額(特定教育・保育施設が)とあるのは「(当該特定教育・保育施設が)と、定める額とする。」をいう。」とあるのは「定める額をいう。」

も(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特別利用地域型保育の対象となる支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。」と、同条第2項中「支援法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

附 則

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所(支援法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下この条において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども)とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(支援法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第

_____」と、同条第2項中「（支援法第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）とあるのは「（支援法附則第6条第3項の規定により読み替えられた支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「支援法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 (略)

（施設型給付費等に関する経過措置）

第3条 特定教育・保育施設が支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「支援法第27条第3項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「支援法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「支援法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「支援法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「支援法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「支援法第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「支援法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市町村が定める額の合計額」と、「支援法第28条第2項第2号に規定する内閣総理

19条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」

_____」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「支援法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 (略)

大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「支援法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「支援法第28条第2項第3号」とする。

2 特定地域型保育事業者が支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「支援法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「支援法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「支援法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「支援法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「支援法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「支援法第30条第2項第3号」とする。

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

第4条 (略)

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

第3条 (略)

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年条例第17号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 支給認定子ども _____ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>をいう。</p> <p>(2) 支給認定保護者 _____ 支援法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u>をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 特定教育・保育 支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育 _____ をいう。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8)・(9) (略)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>保護者</u> 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第6条第2項に規定する<u>保護者</u>をいう。</p> <p>(2) <u>教育・保育給付認定子ども</u> <u>支援法</u> _____ 第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(3) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 支援法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 特定教育・保育 支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育(<u>支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育及び同項第3号に規定する特別利用教育を含む。</u>)をいう。</p> <p>(6) <u>特定地域型保育</u> 支援法第29条第1項に規定する<u>特定地域型保育(支援法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育及び同項第3号に規定する特定利用地域型保育を含む。)</u>をいう。</p> <p>(7) <u>特定地域型保育事業者</u> 支援法第29条第1項に規定する<u>特定地域型保育事業者</u>をいう。</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>負担額算定基準子ども</u> 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第13条第2項に規定する<u>負担額算定基準子ども</u>をいう。</p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(14) <u>扶養義務者</u> 民法(明治29年法律第89号)に規定する<u>扶養義務者で、教育・保育給付認定子どもと同居しているもの</u>をいう。</p> <p>(階層認定) 第3条 <u>市長は、特定教育・保育施設から特定教育・保育を受ける教育・保育給付認定子</u></p>

(利用者負担額)

第3条 支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項各号の政令で定める額を限度として当該支給認定保護者 _____ の属する世帯の所得状況その他の事情を勘案して市が定める額(以下「利用者負担額」という。)は、当該政令で定める額を限度として _____

_____ 規則で定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設から特定教育・保育を受けた支給認定子ども _____ に係る利用者負担額は、当該各号に定める条例に定めるところによる。

(1) 宝塚市立幼稚園(宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例(昭和39年条例第30号)の規定に基づく宝塚市立幼稚園をいう。)

宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例
_____ (平成23年条例第34号)

(2) (略)

(利用者負担額の徴収)

第4条 市長は、市立保育所(宝塚市立保育所設置条例(昭和30年条例第23号)の規定に基づく保育所をいう。以下同じ。)において支給認定子ども _____ に対して特定教育・保育を行ったときは、当該支給認定子ども _____ に係る支給認定保護者 _____ から前条第1項に定める利用者負担額を徴収する。

(利用者負担額の決定等)

第5条 市長は、第3条第1項の規定に基づき利

ども又は特定地域型保育事業者から特定地域型保育を受ける教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者の負担能力に応じ、当該教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分を認定するものとする。

2 前項の認定は、4月から8月までについては前年度分の市町村民税の課税状況に基づき、9月から翌年3月までについては当該年度分の市町村民税の課税状況に基づき、それぞれ行うものとする。

3 前項に規定するもののほか、第1項の階層区分の認定の基礎となる市町村民税所得割課税額の計算方法その他の当該認定に関し必要な事項は、規則で定める。

(利用者負担額)

第4条 支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項各号の政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得状況その他の事情を勘案して市が定める額(以下「利用者負担額」という。)は、当該政令で定める額を限度として前条の規定により認定された階層区分その他の事情を勘案して規則で定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設から特定教育・保育を受けた教育・保育給付認定子ども _____ に係る利用者負担額は、当該各号に定める条例に定めるところによる。

(1) 宝塚市立幼稚園(宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例(昭和39年条例第30号)の規定に基づく宝塚市立幼稚園をいう。)

宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例(平成23年条例第34号)

(2) (略)

(利用者負担額の徴収)

第5条 市長は、市立保育所(宝塚市立保育所設置条例(昭和30年条例第23号)の規定に基づく保育所をいう。以下同じ。)において教育・保育給付認定子ども _____ に対して特定教育・保育を行ったときは、当該教育・保育給付認定子ども _____ に係る教育・保育給付認定保護者 _____ から前条第1項に定める利用者負担額を徴収する。

(利用者負担額の決定等)

第6条 市長は、第4条第1項の規定に基づき利

用者負担額を決定し、又は変更したときは、その旨を支給認定保護者 _____ 及びその利用に係る特定教育・保育施設(市立保育所を除く。)又は特定地域型保育事業者(支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。)に通知する。

(延長保育料)

第6条 支給認定子ども _____ が保育所において時間外保育を受けたときは、当該支給認定子ども _____ に係る支給認定保護者 _____ は、次の表の左欄に掲げる支給認定子どもの認定区分に応じ、同表中欄に掲げる実施時間につき、同表右欄に定める額(以下「延長保育料」という。)を負担するものとする。

表 (略)

(延長保育料の徴収)

第7条 市長は、市立保育所において支給認定子ども _____ に対して時間外保育を行ったときは、当該支給認定子ども _____ に係る支給認定保護者 _____ から前条に定める延長保育料を徴収する。

(一時預かり事業利用料)

第8条 市長は、市立保育所が実施する一時預かり事業を乳児又は幼児が利用するときは、次の表の左欄に掲げる乳児又は幼児に係る年齢区分に応じ、同表中欄に掲げる実施時間につき、同表右欄に定める一時預かり事業利用料 _____ を当該乳児又は幼児の保護者から徴収する。

表 (略)

用者負担額を決定し、又は変更したときは、その旨を教育・保育給付認定保護者及びその利用に係る特定教育・保育施設(市立保育所を除く。)又は特定地域型保育事業者 _____ に通知する。

(延長保育料)

第7条 教育・保育給付認定子どもが保育所において時間外保育を受けたときは、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号 _____ に定める額(以下「延長保育料」という。)を負担するものとする。

(1) 支援法第19条第1項第2号に該当する者(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。) 別表第1に定める額

(2) 支援法第19条第1項第2号に該当する者(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)及び同項第3号に該当する者 別表第2に定める額

2 前項の規定にかかわらず、市長は、当該教育・保育給付認定子どもの属する世帯における負担額算定基準子どもの人数、当該世帯の所得の状況その他の規則で定める事情を勘案して、規則で定めるところにより、延長保育料を軽減することができる。

(延長保育料の徴収)

第8条 市長は、市立保育所において教育・保育給付認定子どもに対して時間外保育を行ったときは、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から前条に定める延長保育料を徴収する。

(一時預かり事業利用料)

第9条 市長は、市立保育所が実施する一時預かり事業を乳児又は幼児が利用するときは、次の表の左欄に掲げる乳児又は幼児に係る年齢区分に応じ、同表中欄に掲げる実施時間につき、同表右欄に定める一時預かり事業利用料(食事の提供に要する費用を含む。以下同じ。)を当該乳児又は幼児の保護者から徴収する。

表 (略)

(利用者負担額等の納入期限)

第9条 第4条の規定により徴収する利用者負担額及び第7条の規定により徴収する延長保育料は、毎月末日までに当該月分を徴収する。

2 (略)

(利用者負担額等の返還)

第10条 (略)

(利用者負担額の減免)

第11条 市長は、支給認定保護者

が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(委任)

第12条 (略)

附 則

(特定保育所における特定教育・保育に係る利用者負担額の特例)

第2条 当分の間、支援法附則第6条第1項の規定により支給認定子どもが特定保育所(同項に規定する特定保育所をいう。次項及び次条において同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。)を受けたときは、第3条の規定にかかわらず、市長は、支援法附則第6条第4項の規定により規則で定める額(次条において準用する第6条において「特例利用者負担額」という。)を当該支給認定子どもに係る支給認定保護者から徴収する。

2 第5条、第9条第1項、第10条及び第11条の規定は、前項の規定により徴収する費用について準用する。この場合において、第5条中「(市立保育所を除く。)」とあるのは、「(特定保育所を除く。)」と読み替えるものとする。

(特定保育所における時間外保育に係る延長保育料の特例)

第3条 当分の間、支給認定子ども

が特定保育所において時間外保育を受けたときは、市長は、第6条の規定を準用して定める額(次項において「特例延長保育料」という。)を当該支給認定子どもに係る支給認定保護

(利用者負担額等の納入期限)

第10条 第5条の規定により徴収する利用者負担額及び第8条の規定により徴収する延長保育料は、毎月末日までに当該月分を徴収する。

2 (略)

(利用者負担額等の返還)

第11条 (略)

(利用者負担額の減免)

第12条 市長は、教育・保育給付認定保護者

が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(委任)

第13条 (略)

附 則

(特定保育所における特定教育・保育に係る利用者負担額の特例)

第2条 当分の間、支援法附則第6条第1項の規定により教育・保育給付認定子どもが特定保育所(同項に規定する特定保育所をいう。次項及び次条において同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。)を受けたときは、第3条の規定にかかわらず、市長は、支援法附則第6条第4項の規定により規則で定める額(次条において準用する別表第2において「特例利用者負担額」という。)を当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から徴収する。

2 第6条、第10条第1項、第11条及び第12条の規定は、前項の規定により徴収する費用について準用する。この場合において、第6条中「(市立保育所を除く。)」とあるのは、「(特定保育所を除く。)」と読み替えるものとする。

(特定保育所における時間外保育に係る延長保育料の特例)

第3条 当分の間、教育・保育給付認定子ども

が特定保育所において時間外保育を受けたときは、市長は、第7条、別表第1及び別表第2の規定を準用して定める額(次項において「特例延長保育料」という。)を当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付

者 _____ から徴収する。この場合において、同条の表右欄 _____ 中「利用者負担額」とあるのは、「特例利用者負担額」と読み替えるものとする。

2 第9条第1項及び第10条の規定は、前項の規定により徴収する特例延長保育料について準用する。

(支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____ に係る利用者負担額の特例)

第4条 当分の間、支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____ に係る利用者負担額は、第3条の規定にかかわらず、支援法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)若しくはロ(1)又は第3号イ(1)若しくはロ(1)の政令で定める額を限度として規則で定める額とする。

認定保護者から徴収する。この場合において、別表第1右欄及び別表第2右欄中「利用者負担額」とあるのは、「特例利用者負担額」と読み替えるものとする。

2 第10条第1項及び第11条の規定は、前項の規定により徴収する特例延長保育料について準用する。

(支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども _____ に係る利用者負担額の特例)

第4条 当分の間、支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども _____ に係る利用者負担額は、第3条の規定にかかわらず、支援法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)若しくはロ(1)又は第3号イ(1)若しくはロ(1)の政令で定める額を限度として規則で定める額とする。

別表第1(第7条関係)

表 (略)

別表第2(第7条関係)

表 (略)

宝塚市立保育所設置条例(昭和30年条例第23号)新旧対照表 (第3条による改正関係)

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>支給認定子ども</u> 支援法第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>をいう。</p> <p>(利用の資格)</p> <p>第7条 保育所において保育及び時間外保育を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>支給認定子ども</u>(支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 支援法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(利用の資格)</p> <p>第7条 保育所において保育及び時間外保育を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>教育・保育給付認定子ども</u>(支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

宝塚市立西谷認定こども園条例(平成20年条例第43号)新旧対照表 (第4条による改正関係)

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保育認定子ども <u>支援法第59条第2号</u>に規定する保育認定子どもをいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 こども園は、市長が必要があると認める保育認定子どもに対して、<u>時間を延長して、前項第1号の保育</u>を行う。</p> <p>(階層認定)</p> <p>第9条第1項～第3項 (略)</p> <p>4 <u>第1項の市町村民税所得割課税額は、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条の4、第5条の4の2及び第7条の2の規定による控除前の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定により課税する所得割を除く。)の額とする。</u></p> <p>5 <u>第1項第2号から第4号までの階層区分の認定に当たっては、地方税法第292条第1項第1号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保育認定子ども <u>支援法第30条第1項</u>に規定する保育認定子どもをいう。</p> <p>(3) <u>時間外保育 支援法第59条第2号に規定する時間外保育をいう。</u></p> <p>(4) <u>負担額算定基準子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。</u></p> <p>(5) <u>保育標準時間認定 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「支援法施行規則」という。)第4条に規定する1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育の利用に係る認定をいう。</u></p> <p>(6) <u>保育短時間認定 支援法施行規則第4条に規定する1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育の利用に係る認定をいう。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 こども園は、市長が必要があると認める保育認定子どもに対して、<u>時間外保育</u>を行う。</p> <p>(階層認定)</p> <p>第9条第1項～第3項 (略)</p> <p>4 <u>前3項に規定するもののほか、第1項の階層区分の認定の基礎となる市町村民税所得割課税額の計算方法その他の当該認定に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に保護者等が同号イに該当するとき又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に保護者等が同号に該当するときは、同法第295条第1項の規定(第2号に係る部分に限る。)及び同法第314条の2第1項第8号の規定(その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当するときにあっては、同項の規定)を適用するものとする。

- 6 第1項第2号から第4号までの階層区分の認定に当たっては、階層区分の認定の対象月の属する年度の前年度(4月から8月までについての認定にあっては、前々年度)の1月1日において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(指定都市の指定等により当該住所地在1月2日から4月1日までの間に指定都市以外の市町村の区域になったときを除く。)にあっては地方税法第314条の3第1項の規定にかかわらず、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合で、指定都市の指定等により当該住所地在1月2日から4月1日までの間に指定都市の区域内となったときにあつては同法第737条の2第1項の規定にかかわらず、それぞれ指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例によるものとする。

(保育料)

(保育料)

第10条 第6条の規定により、入園の許可を受けた保育認定子どもの保護者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める保育料を納付しなければならない。

(1) 保育の利用について、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「支援法規則」という。)第4条に規定する1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育必要量の認定を受けた場合 別表第1に定める保育料

(2) 保育の利用について、支援法規則第4条に規定する1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育必要量の認定を受けた場合 別表第2に定める保育料

(保育料の減免)

第11条 (略)

(保育料 _____ の返還)

第12条 既納の保育料 _____ は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(委任)

第13条 (略)

第10条 第6条の規定による入園の許可を受けた保育認定子どもの保護者は、支援法第27条第3項第2号の政令で定める額を限度として前条の規定により認定された階層区分その他の事情を勘案して規則で定める額(以下「保育料」という。)を納付しなければならない。

(延長保育料)

第11条 第6条の規定による入園の許可を受けた保育認定子どもがこども園において時間外保育を受けたときは、当該保育認定子どもに係る保護者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(以下「延長保育料」という。)を納付しなければならない。

(1) 保育標準時間認定を受けた場合 別表第1に定める額

(2) 保育短時間認定を受けた場合 別表第2に定める額

2 前項の規定にかかわらず、市長は、当該保育認定子どもの属する世帯における負担額算定基準子どもの人数、当該世帯の所得の状況その他の規則で定める事情を勘案して、規則で定めるところにより、延長保育料を軽減することができる。

(保育料の減免)

第12条 (略)

(保育料及び延長保育料の返還)

第13条 既納の保育料及び延長保育料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(委任)

第14条 (略)

別表第1(第10条関係)

表 (略)

別表第2(第10条関係)

表 (略)

別表第1(第11条関係)

表 (略)

別表第2(第11条関係)

表 (略)

宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例(平成23年条例第34号)新旧対照表 (第5条による改正関係)

現行	改正案
<p style="text-align: center;"><u>宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、宝塚市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の<u>保育料及び預かり保育料</u>(以下「保育料等」という。)の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>支給認定子ども</u> 支援法第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(階層認定)</p> <p>第3条 市長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める階層区分を<u>支給認定子ども</u>の属する世帯の階層区分として認定するものとする。</p> <p>(1) 当該<u>支給認定子ども</u>の属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)に該当する場合又は当該<u>支給認定子ども</u>の保護者のいずれかが中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている場合 第1階層</p> <p>(2) 第1階層を除き、当該<u>支給認定子ども</u>の保護者及び扶養義務者(以下「保護者等」という。)全員の市町村民税所得割課税額が非課税である場合 第2階層</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 前項第1号の階層区分の認定は、各月初日の当該<u>支給認定子ども</u>の属する世帯の状況に基づき行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、宝塚市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の利用に関し利用者が負担する<u>費用等</u>(以下「利用者負担等」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 支援法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>預かり保育</u> 支援法第7条第10項第5号に規定する<u>事業</u>をいう。</p> <p>(階層認定)</p> <p>第3条 市長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める階層区分を<u>教育・保育給付認定子ども</u>の属する世帯の階層区分として認定するものとする。</p> <p>(1) 当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)に該当する場合又は当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の保護者のいずれかが中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている場合 第1階層</p> <p>(2) 第1階層を除き、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の保護者及び扶養義務者(以下「保護者等」という。)全員の市町村民税所得割課税額が非課税である場合 第2階層</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 前項第1号の階層区分の認定は、各月初日の当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の属する世帯の状況に基づき行うものとする。</p>

3 (略)

4 第1項の市町村民税所得割課税額は、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条の4、第5条の4の2及び第7条の2の規定による控除前の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定により課税する所得割を除く。)の額とする。

5 第1項第2号から第4号までの階層区分の認定に当たっては、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に保護者等が同号イに該当するとき又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に保護者等が同号に該当するときは、同法第295条第1項の規定(第2号に係る部分に限る。)及び同法第314条の2第1項第8号の規定(その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当するときにあつては、同項の規定)を適用するものとする。

6 第1項第2号から第4号までの階層区分の認定に当たっては、階層区分の認定の対象月の属する年度の前年度(4月から8月までについての認定にあつては、前々年度)の1月1日において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(指定都市の指定等により当該住所地在1月2日

3 (略)

4 前3項に規定するもののほか、第1項の階層区分の認定の基礎となる市町村民税所得割課税額の計算方法その他の当該認定に関し必要な事項は、規則で定める。

から4月1日までの間に指定都市以外の市町村の区域になったときを除く。)にあつては地方税法第314条の3第1項の規定にかかわらず、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合で、指定都市の指定等により当該住所地在が1月2日から4月1日までの間に指定都市の区域内となつたときにあつては同法第737条の2第1項の規定にかかわらず、それぞれ指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例によるものとする。

(保育料等の額)

第4条 幼稚園の保育料(幼稚園の教育課程に係る教育時間に実施する保育の利用に係る徴収金をいう。以下同じ)は、1月につき、支援法第27条第3項第2号の市町村が定める額として別表第1に定める額とする。

2 幼稚園の預かり保育料(幼稚園の教育課程に係る教育時間の終了後並びに春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日(以下「長期休業日」という。)に支給認定子どもを預かり実施する保育(以下「預かり保育」という。)の利用に係る徴収金をいう。以下同じ)は、別表第2及び別表第3に定めるとおりとする。

3 保育料等の納入義務者は、支給認定子どもの保護者とする。

(保育料等の徴収)

第5条 保育料は、毎月10日までに当該月分を徴収する。

2 前項の徴収期日後に入園した者のその月の保育料は、入園時に徴収する。

3 第1項の規定にかかわらず、支給認定子どもの保護者は、当該年度間の保育料の全部又は一部を前納することができる。

4 預かり保育料は、毎月10日までに当該月の前月分の預かり保育料を徴収する。

(月の中途の入園等)

第6条 月の中途に入園し、休園し、又は退園した支給認定子どもの保護者は、その月の保育料の全額を納付しなければならない。

2 休園の期間が月の初日から末日までの全日にわたるときは、当該月分の保育料を免

(利用者負担等)

第4条 支援法第27条第3項第2号の市が定める額は、零とする。

第5条 教育・保育給付認定子どもが幼稚園において預かり保育を受けたときは、当該教育・保育給付認定子どもの保護者は、別表第1及び別表第2に定める額(以下「預かり保育料」という。)を納付しなければならない。

2 前項に規定する預かり保育料は、毎月10日までに当該月の前月分を徴収する。

除する。この場合において、支給認定子どもの保護者が当該月分の保育料をすでに納付しているときは、これを還付する。

- 3 支給認定子どもが退園する場合において、当該支給認定子どもの保護者が翌月分以後の保育料をすでに納付しているときは、これを還付する。

(保育料等の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料等を減額し、又は免除することができる。

- 2 保育料等の減額及び免除に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、保育料等の徴収について必要な事項は、別に市長が定める。

別表第1(第4条関係)

表 (略)

別表第2(第4条関係)

表 (略)

備考 この表において「午前保育日」とは、幼稚園の教育課程に係る教育の終了時間が午前11時50分(西谷幼稚園にあっては午後0時25分)である日をいい、「午後保育日」とは、幼稚園の教育課程に係る教育の終了時間が午後2時30分(西谷幼稚園にあっては午後1時45分)である日をいう。

別表第3(第4条関係)

表 (略)

備考 幼稚園において、別表第2で定める預かり保育の実施時間に引き続き預かり保育を利用した者については、同表に定める預かり保育料の日額にこの表に定める延長料金を加算した額を預かり保育料の日額とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、利用者負担等に関し必要な事項は、別に市長が定める。

別表第1(第5条関係)

表 (略)

備考 この表において「午前保育日」とは、幼稚園の教育課程に係る教育の終了時間が午前11時50分(西谷幼稚園にあっては午後0時25分)である日をいい、「午後保育日」とは、幼稚園の教育課程に係る教育の終了時間が午後2時30分(西谷幼稚園にあっては午後1時45分)である日をいい、「長期休業日」とは、春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日をいう。

別表第2(第5条関係)

表 (略)

備考 幼稚園において、別表第1で定める預かり保育の実施時間に引き続き預かり保育を利用した者については、同表に定める預かり保育料の日額にこの表に定める延長料金を加算した額を預かり保育料の日額とする。

宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例(昭和39年条例第30号)新旧対照表(附則第2項による改正関係)

現行	改正案
<p>(保育料 _____)</p> <p>第3条 <u>保育料</u></p> <p>_____に関しては、<u>宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例</u> (平成23年条例第34号)の定めるところによる。</p>	<p>(利用者負担等)</p> <p>第3条 <u>幼稚園の利用に関し利用者が負担する費用等</u>に関しては、<u>宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例</u> (平成23年条例第34号)の定めるところによる。</p>

議案第 89 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）9月2日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例
執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の部宝塚市緑の基本計画検討委員会の項の次に次のように加える。

宝塚市公共事業 評価委員会	国土交通省所管の公共 事業（国庫補助金の交 付を受ける事業に限 る。）に関して市が実 施する再評価及び事後 評価並びにこれらに基 づく市の対応方針につ いての審議に関する事 務	7人（必要 に応じ臨時 委員を置 く。）	知識経験者 5人 市内の公共的団体等の代表者 1人 公募による市民 1人
------------------	--	-------------------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第89号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表

(現行)
(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長	宝塚市緑の基本計画検討委員会	都市緑地法(昭和48年法律第72号)に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の策定についての調査審議に関する事務	10人	知識経験者 3人 市内の公共的団体等の代表者 4人 関係行政機関の職員 1人 公募による市民 2人

(改正案)
(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長	宝塚市緑の基本計画検討委員会	都市緑地法(昭和48年法律第72号)に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の策定についての調査審議に関する事務	10人	知識経験者 3人 市内の公共的団体等の代表者 4人 関係行政機関の職員 1人 公募による市民 2人
	宝塚市公共事業評価委員会	国土交通省所管の公共事業(国庫補助金の交付を受ける事業に限る。)に関して市が実施する再評価及び事後評価並びにこれらに基づく市の対応方針についての審議に関する事務	7人(必要に応じ臨時委員を置く。)	知識経験者 5人 市内の公共的団体等の代表者 1人 公募による市民 1人

議案第90号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）9月2日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例

宝塚市都市公園条例（昭和44年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

南口すみれ公園	宝塚市南口2丁目347番7
---------	---------------

」

を

「

南口すみれ公園	宝塚市南口2丁目347番7
平井第3公園	宝塚市平井6丁目70番9

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例（平成30年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中別表第1の改正規定を次のように改める。

別表第1中

「

平井第3公園	宝塚市平井6丁目70番9
--------	--------------

」

を

「

平井第3公園

宝塚市平井6丁目70番9

宝塚文化芸術センター庭園

宝塚市武庫川町1030番

」

に改める。

議案第90号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)新旧対照表(本則の規定による改正関係)
(現行)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地
南口すみれ公園	宝塚市南口2丁目347番7

(改正案)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地
南口すみれ公園	宝塚市南口2丁目347番7
平井第3公園	宝塚市平井6丁目70番9

宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)新旧対照表 (附則第2項の規定による改正関係)

※この新旧対照表については、本則の規定による改正後の宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)を現行として、附則第2項の規定による改正後の宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例(平成30年条例第29号)が溶け込んだものを改正案として作成しています。

(現行)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地
平井第3公園	宝塚市平井6丁目70番9

(改正案)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地
平井第3公園	宝塚市平井6丁目70番9
宝塚文化芸術センター庭園	宝塚市武庫川町1030番

議案第91号

宝塚市森林環境譲与税基金条例の制定について

宝塚市森林環境譲与税基金条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）9月2日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市森林環境譲与税基金条例

（目的）

第1条 本市における森林の整備及びその促進に関する施策（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条第1項に規定する施策をいう。）に要する費用の財源に充てるため、宝塚市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- （1）宝塚市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額
- （2）第4条の規定により繰り入れる額

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するため必要があると認める場合に限り、予算に計上して処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、別に市長が定め

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 92 号

宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）9月2日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市消防事務手数料条例（平成22年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

1, 580, 000円
1, 940, 000円
2, 260, 000円

」

を

「

1, 590, 000円
1, 950, 000円
2, 270, 000円

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る審査の手数料について適用し、同日前にされた申請に係る審査の手数料については、なお従前の例による。

議案第92号

宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市消防事務手数料条例(平成22年条例第13号)新旧対照表
 (現行)

別表第1(第2条関係)

名称	事務の区分		金額	
(3) 危険物 貯蔵所の 設置許可 申請手 料	法第11条第1 項前段の規定 に基づく貯蔵 所の設置の許 可の申請に対 する審査	オ 浮き屋根式特定 屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数 量が1万キロリット ル以上5万キロリッ トル未満のもの	<u>1,580,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数 量が5万キロリット ル以上10万キロリッ トル未満のもの	<u>1,940,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数 量が10万キロリット ル以上20万キロリッ トル未満のもの	<u>2,260,000円</u>

(改正案)

別表第1(第2条関係)

名称	事務の区分		金額	
(3) 危険物 貯蔵所の 設置許可 申請手 料	法第11条第1 項前段の規定 に基づく貯蔵 所の設置の許 可の申請に対 する審査	オ 浮き屋根式特定 屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数 量が1万キロリット ル以上5万キロリッ トル未満のもの	<u>1,590,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数 量が5万キロリット ル以上10万キロリッ	<u>1,950,000円</u>

			トル未満のもの	
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>2,270,000円</u>

議案第93号

平成30年度宝塚市水道事業会計決算認定について

平成30年度宝塚市水道事業会計決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和元年（2019年）9月2日提出

宝塚市長 中 川 智 子

議案第94号

平成30年度宝塚市下水道事業会計決算認定について

平成30年度宝塚市下水道事業会計決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和元年（2019年）9月2日提出

宝塚市長 中 川 智 子

議案第95号

平成30年度宝塚市病院事業会計決算認定について

平成30年度宝塚市病院事業会計決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和元年（2019年）9月2日提出

宝塚市長 中 川 智 子

議案第93号から第95号まで

平成30年度宝塚市水道事業会計決算認定、平成30年度宝塚市下水道事業会計決算認定及び平成30年度宝塚市病院事業会計決算認定について
地方公営企業法(抜粋)

(決算)

第30条 管理者は、毎事業年度終了後2月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

- 2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
 - 3 監査委員は、前項の審査をするに当たっては、地方公営企業の運営が第3条の規定の趣旨に従ってされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。
 - 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例会(同条第6項に規定する定例会をいう。)に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。
 - 5 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
 - 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。
- 7・8 (略)
- 9 第1項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従って作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。

議案第96号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））の締結について
次のとおり工事請負契約を締結しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定
により、議会の議決を求める。

令和元年（2019年）9月2日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- 1 契約の目的 （都）荒地西山線道路新設改良工事（その3）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 ￥519,200,000.-
- 4 契約の相手方 西宮市塩瀬町生瀬1131番地
株式会社森組 阪神営業所
所長 日 浦 豊
- 5 工事場所 宝塚市千種1丁目外地内
- 6 工事概要 （都）荒地西山線道路新設改良工事（その3）
土工 一式
かんきよ
函渠工 一式
仮設工 一式

議案第96号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））の締結について

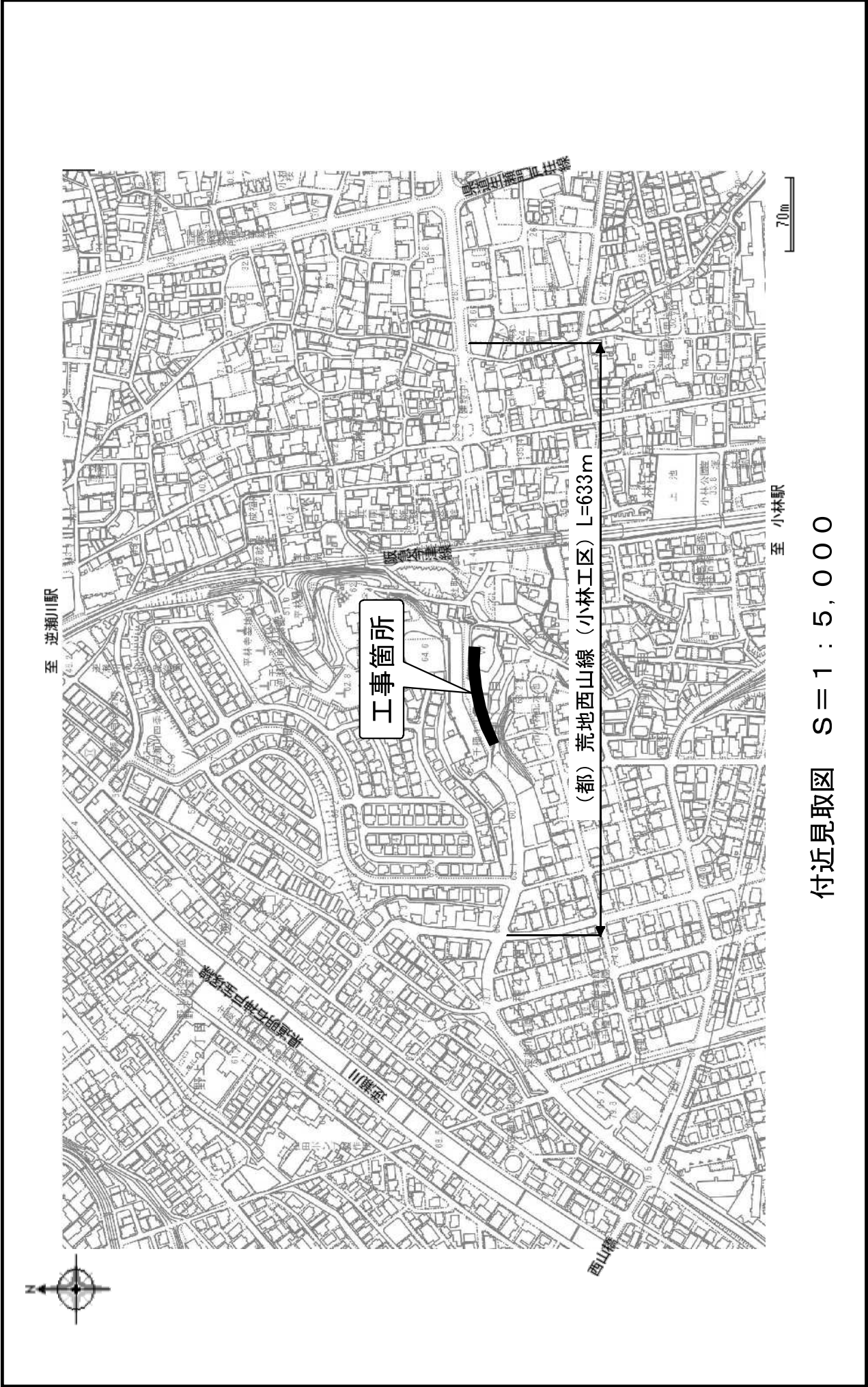
- 1 工事期間 着工予定 議決があった日
完工予定 令和3年3月31日
- 2 設計者 神戸市兵庫区大開通1丁目1番1号
阪急設計コンサルタント株式会社 神戸営業所
所長 村上 雅一
- 3 予定価格 ¥556,444,900.-
(入札書比較価格 ¥505,859,000.-)
- 4 最低制限価格 ¥333,866,940.-
(入札書比較価格 ¥303,515,400.-)
- 5 一般競争入札参加業者名及び開札結果

入札参加業者名	入札価格 (円)
株式会社森組	472,000,000
株式会社松村組	490,000,000

落札

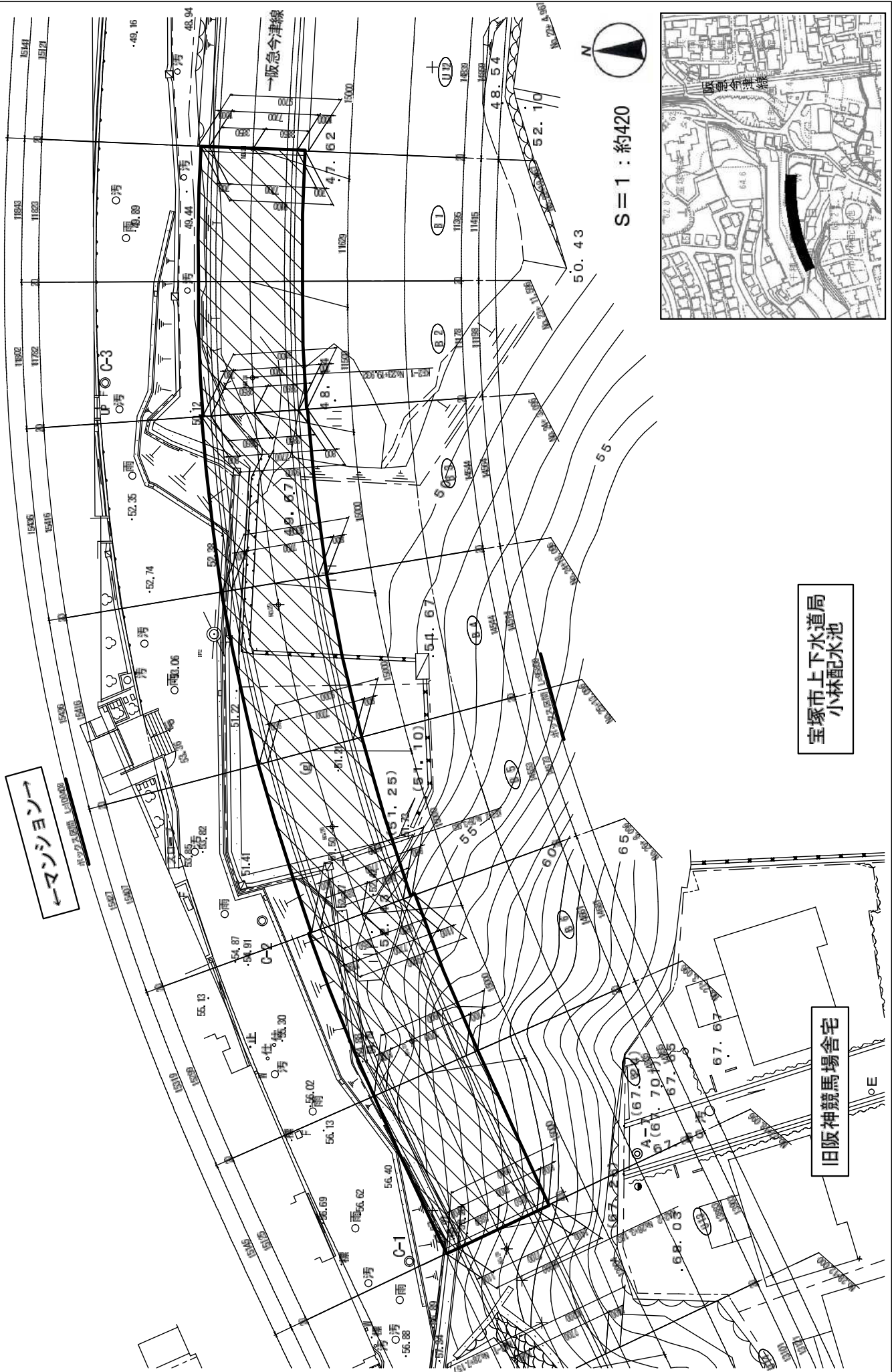
(入札価格には、消費税及び地方消費税相当分を含まない。)

- 6 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ¥47,200,000.-
- 7 その他 付近見取図、平面図及び標準横断図（別紙添付）



付近見取図 S=1:5,000

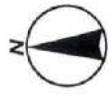
平面図



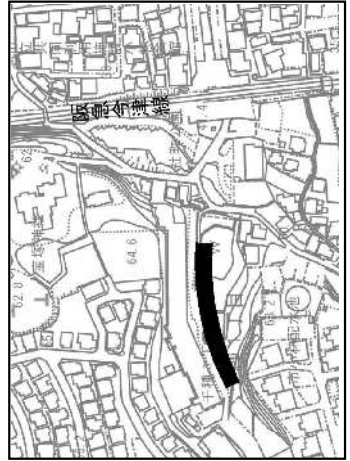
マンション

宝塚市上下水道局
小林配水池

旧阪神競馬場舎



S=1:約420



議案第97号

財産（救急自動車）の取得について

次のとおり財産を取得しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年（2019年）9月2日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 財産の種類及び数量 | 救急自動車1台 |
| 2 | 財産の配置場所 | 宝塚市西消防署 |
| 3 | 取得の目的 | 宝塚市西消防署の救急業務用 |
| 4 | 取得の金額 | ¥21,340,000.- |
| 5 | 取得の相手方 | 神戸市須磨区大池町3丁目1番1号
兵庫トヨタ自動車株式会社特販営業所
所長 白根浩司 |

議案第97号

財産（救急自動車）の取得について

- 1 契約の方法 一般競争入札
- 2 一般競争入札参加業者名及び開札結果

入札参加業者名	入札価格(円)	
兵庫トヨタ自動車(株)	19,400,000	落札
日本船舶薬品(株)	20,000,000	

(入札価格には、消費税及び地方消費税相当分を含まない。)

- 3 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ¥1,940,000.-

議案第98号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の算定方法

賠償の金額の内訳

(1) 損害賠償の対象	
ア 治療費	752,370円
イ その他治療関係費	5,320円
ウ 文書料	10,400円
エ 通院交通費	66,340円
合計	834,430円
(2) 過失による市の負担割合	100%
(3) 市の相手方に対する賠償金額	834,430円

議案第 99 号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の算定方法

賠償の金額の内訳

(1) 治療費	1,322,738 円
(2) 入院雑費	74,800 円
(3) 入通院慰謝料	1,500,000 円
(4) 休業損害	701,804 円
(5) 後遺障害慰謝料	3,700,000 円
(6) 後遺障害逸失利益	5,325,832 円
合 計	12,625,174 円

議案第100号

公の施設（宝塚市立子ども館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年（2019年）9月2日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- | | |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 宝塚市立子ども館 |
| 2 指定管理者となる団体 | 宝塚市山手台東1丁目4番1号
第6ブロック子ども館協議会
理事長 飯 室 裕 文 |
| 3 指定の期間 | 令和2年（2020年）4月1日から
令和7年（2025年）3月31日まで |

議案第101号

公の施設（宝塚市立花屋敷グラウンド）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年（2019年）9月2日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- | | |
|--------------|---|
| 1 公の施設の名称 | 宝塚市立花屋敷グラウンド |
| 2 指定管理者となる団体 | 神戸市中央区海岸通6番地
国際ライフパートナー株式会社
代表取締役 荒 谷 明 彦 |
| 3 指定の期間 | 令和2年（2020年）4月1日から
令和6年（2024年）3月31日まで |

議案第100号及び第101号

公の施設の指定管理者の指定について
地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (略)

議案第102号

字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更したいので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年（2019年）9月2日提出

宝塚市長 中川智子

変更前			変更後	
大字	字	地番	大字	字
玉瀬	桃堂	27の1の一部 22の9の一部	玉瀬	道別
	茶屋ノ下	10の1 11の1の一部 12の一部 13 14の一部 16の一部		辻ヶ平井
	辻ヶ平井	14の一部 15の一部 15の2		茶屋ノ下
	持田	3の1の一部 4の1の一部		持田
	茶屋ノ下	6の3の一部 8の1の一部 9の1の一部 9の2 20の1の一部 20の2の一部 21の1の一部 21の2		
	樽池	8の1の一部 8の2の一部 10の1の一部 10の2 11の1の一部 11の2 12の1の一部 12の2 13 14の1 14の2 15から18まで 19の1 19の2 20の1 20の2 21の1 21の2		
	北谷	8から10までの各一部 11 12 12の1 12の2の一部 13の1から 13の3まで 14の1 14の2 15の1から15の3まで 16の1から 16の4まで 17の1 17の2		
	口中山	7の一部 7の1 8の2から8の5まで 9の1の一部 9の3 10の1の一部 10の3 11の一部 12の一部		

	北谷	3の一部		
	口中山	7の一部 9の1の一部 10の1の一部 11の一部 12の一部 13 14		北谷
	奥中山	12の一部 13 13の1 18から 20までの各一部 21から23まで		
	飛カス上	23の1の一部 23の3 23の4の 一部		飛カス道下
境野	鳶ヶ巣	18の2の一部 21 23の一部		
	下坂井	18の2 19 20の3から20の5 までの各一部		登屋ヶ谷
		17		細尾
玉瀬	登屋ヶ谷	3の一部 10の一部	境野	下坂井
	川端	23の1	玉瀬	平田
	四十八	13の一部 15の1の一部 15の2 の一部 16の1から16の4まで 17 18の1の一部 18の2の一部 22の一部 23 24 25の一部 26の1 26の2		樋口
	乾垣内	7の1の一部 7の2の一部 17の一 部 18の一部		
		26の一部		四十八
	四十八	25の一部		乾垣内
	古野平井	1の8 1の34		
	樋口	17の2の一部 18の1の一部 18 の4の一部 18の5		
8の1から8の3までの各一部 10の 1の一部 10の2の一部 11の2の 一部			新開	
助右エ門西	3の2の一部 4の1の一部 4の2の 一部 5の一部 6の一部 8の一部			

	9の一部 12の一部	
樋口	18の1の一部 18の3の一部 19の2	助右エ門西
乾垣内	4の2の一部 5の1の一部 5の26の一部	
水上	34の一部	下池垣内
津賀	34の1 34の6	
タワ	14の一部	水上
水上	20の一部	タワ

上記及び次に掲げるもののほか、変更前の区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

- (1) 大字玉瀬字茶屋ノ下20の2の地先の道路である公有地の一部は、大字玉瀬字樽池に編入する。
- (2) 大字境野字鳶ヶ巣22に隣接する水路である公有地の一部は、大字玉瀬字飛カス道下に編入する。
- (3) 大字玉瀬字牛クラヒ14の1に隣接する道路である公有地の全部は、大字玉瀬字横道下に編入する。
- (4) 大字玉瀬字乾垣内1に隣接する大字玉瀬字助右エ門西の水路である公有地の一部は、大字玉瀬字乾垣内に編入する。

備考 地番は、令和元年（2019年）5月7日現在の地番である。

議案第102号

字の区域の変更について

地方自治法(抜粋)

(市町村区域内の町又は字の区域)

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2・3 (略)

議案第103号

土地改良事業の施行について

土地改良法に基づく土地改良事業を次のとおり行おうとするので、同法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年（2019年）9月2日提出

宝塚市長 中 川 智 子

1 事業名 農村地域防災減災事業 ため池整備工事井手池地区

2 事業計画の目的及び効果

井手池の堤体及び取水施設、洪水吐の改修により、堤体の決壊を未然に防止し、災害に対する地域住民の不安を解消するとともに、農業用水の安定的確保を図る。

3 事業の施行に係る地域の所在

宝塚市境野字井手3番

4 事業の期間 令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）まで

5 費用の概算 ￥40,000,000.-

議案第103号

土地改良事業の施行について

土地改良法(抜粋)

(土地改良事業の開始)

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要(2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成)を定め、その計画の概要(全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。)その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2(2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2)以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3~7 (略)

議案第104号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年（2019年）9月2日提出

宝塚市長 中川智子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4523	4523号線	起点	平井6丁目70番24		m	m
		終点	平井6丁目70番36		166.35	最大 6.20 最小 6.00

議案第105号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年（2019年）9月2日提出

宝塚市長 中 川 智 子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4524	4524号線	起点	仁川清風台5番33		m	m
		終点	仁川清風台5番50		122.25	最大6.00 最小6.00

議案第106号

市道路線の認定変更について

次のとおり市道路線を認定変更しようとするので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年（2019年）9月2日提出

宝塚市長 中 川 智 子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備 考	
					路線 延長	路線 幅員
4317	4317号線	変更前	起点	山本丸橋1丁目62番6	86.00	m
			終点	山本丸橋1丁目57番10		最大 6.00
		変更後	起点	山本丸橋1丁目57番1	145.25	m
			終点	山本丸橋1丁目55番2		最大 6.00
					最小 5.30	

議案第107号

市道路線の全部廃止について

次のとおり市道路線の全部を廃止しようとするので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年（2019年）9月2日提出

宝塚市長 中川智子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
631	631号線	起点	旭町1丁目90番		m	m
		終点	旭町1丁目91番		18.00	最大 0.90 最小 0.90

議案第104号から第107号まで

市道路線の認定、認定変更及び全部廃止について
道路法(抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 (略)

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第108号

宝塚市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

宝塚市教育委員会の委員4人のうち1人の任期が、令和元年11月14日をもって満了するため、次の者を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年（2019年）9月2日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市教育委員会委員に任命しようとする者

住 所



氏 名 篠 部 信 一 郎

議案第108号

宝塚市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
宝塚市教育委員会委員に任命しようとする者

住 所 [REDACTED]
氏 名 篠 部 信 一 郎
生年月日 [REDACTED]
学 歴 [REDACTED] 卒業
職 歴 平成 9年 4月 兵庫医科大学第三内科入局
平成11年 5月 篠部医院勤務
平成15年 5月 篠部医院院長
現在に至る。
平成16年 4月 宝塚市介護認定審査会委員
現在に至る。
宝塚市立売布小学校学校医
現在に至る。
平成24年 4月 一般社団法人宝塚市医師会理事
平成27年11月 宝塚市教育委員会委員
現在に至る。
平成30年 5月 一般社団法人宝塚市医師会副会長
現在に至る。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(任命)

第4条 (略)

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3～5 (略)

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。